

倉敷市民会館
軽食喫茶テナント出店者募集要項



令和2年4月

指定管理者：公益財団法人倉敷市文化振興財団

1. 募集内容について

倉敷市の地域文化の発信拠点として年間30万人が利用する『倉敷市民会館』への飲食施設の出店者を募集します。

- (1) 調理加工した食品及び飲み物の販売
- (2) 会館内3カ所、計4台(ロビー1台・ホワイエ2台・楽屋口1台)の自動販売機設置及び販売
- (3) 施設利用のお客様の利便に供するケータリングなどのサービス提供

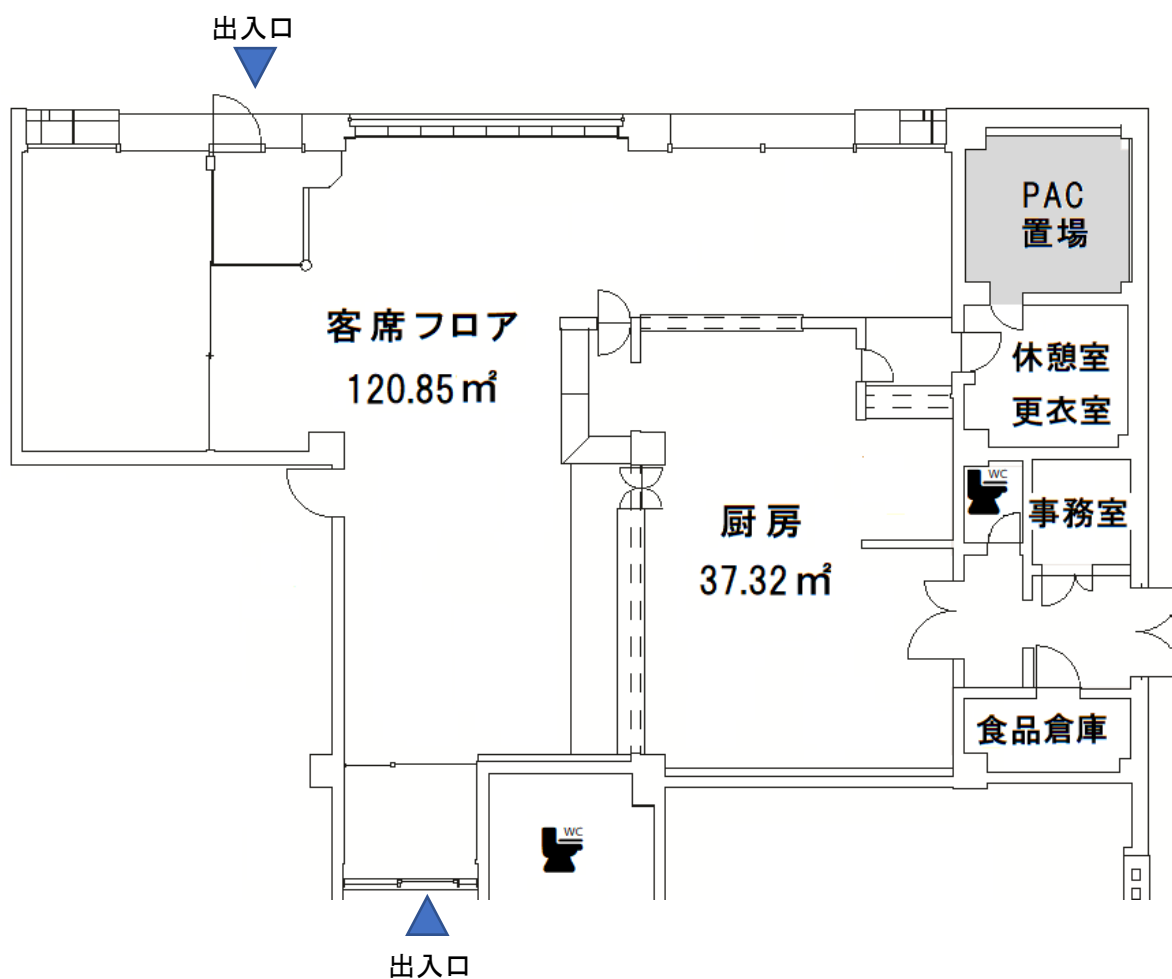
2. 倉敷市民会館概要

- (1) 所在地 倉敷市本町17番1号
- (2) 建物 1972年完成 地上4階建て
- (3) 設置者 倉敷市
- (4) 指定管理者 公益財団法人倉敷市文化振興財団

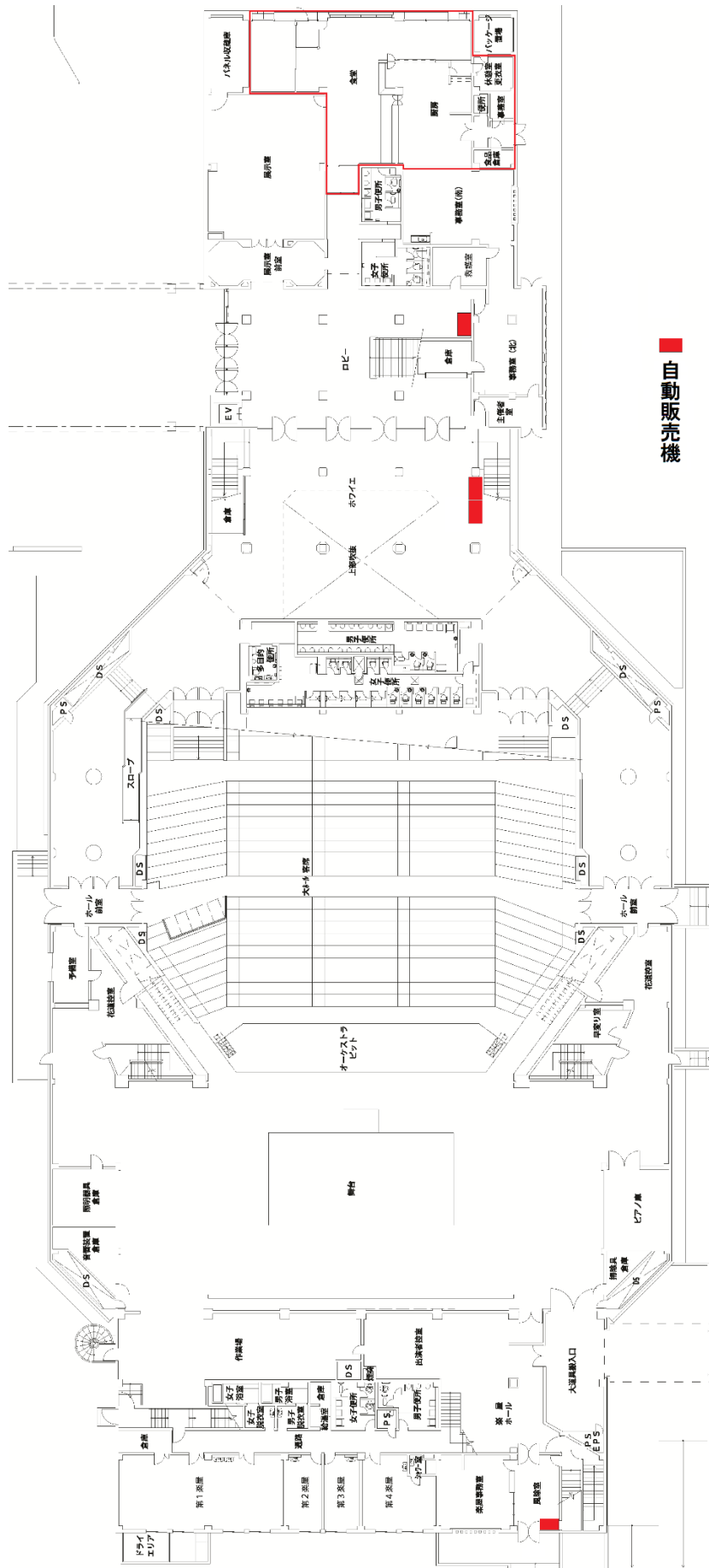
3. 施設使用許可営業施設

倉敷市本町17番1号 倉敷市民会館 軽食喫茶施設

(1) 軽食喫茶施設平面図



(2) 倉敷市民会館1F 平面図



4. 軽食喫茶施設の概要

- (1) 場 所 倉敷市民会館 1F 南側
- (2) 面 積 182.09㎡
- (3) 最大座数 70席
- (4) 設備・備品 電気・給排水設備、空調設備、厨房機器、テーブル、椅子

5. 運営方法

公益財団法人倉敷市文化振興財団と出店者との間で、軽食喫茶施設につき業務委託契約を締結します。

6. 委託契約期間

初年度は令和2年9月1日から令和3年3月31日までとし、2年目以降は4月1日から1年単位で、特段の申し出がない限り、最長で令和6年3月31日まで自動更新とします。

7. 出店条件

(1) 営業開始日

令和2年 9月1日(火)

(2) 営業日時及び休業日

① 営業日

倉敷市民会館の開館日を営業日とします。

② 営業時間

倉敷市民会館の開館時間内とし、営業時間を倉敷市民会館へ届け出ることとします。

③ 休業日

ア. 毎週水曜日(水曜日が祝日・振替休日の場合はその翌平日)

イ. 年末年始(12月29日～1月3日)

ウ. 施設の運営上やむを得ない状況が発生し、倉敷市民会館より特別要請があった場合は休業となる場合があります。

※臨時休業する場合や、営業時間を変更する場合は、事前に倉敷市民会館へ報告することとします。

(3) 使用料

毎月、飲食と自動販売機の合計売上額(税込)の10%とし、上限を20万円とします。

(4) 出店者の負担費用

① 光熱水費(電気料金・ガス料金・上下水道料金)

② 一般廃棄物・産業廃棄物の処理費用

③ 各種消耗品費

④ 出店者の過失により設備・備品等を破損・損壊した場合の修繕費用

(5) 営業条件

- ① 営業種目は、軽食及び喫茶とします。
- ② 公共の文化施設であることを念頭に、店名及びメニュー、店内装飾、制服等を構成してください。
- ③ 軽食喫茶施設外における広報活動、店名表示看板及びメニュースタンドの設置は、以下の条件のもと倉敷市民会館の許可を得た後に実施することができます。
 - ア. 倉敷市民会館の業務を妨げないこと。
 - イ. 施設利用者通行の妨げとならないこと。
 - ウ. 公共の文化施設としての景観を損なわないこと。
- ④ 現在店舗内に備品として設置してある厨房機器や椅子・テーブル等については店舗内において自由に使用してください。ただし、出店者の営業内容に併せた新規購入、設置はしませんので、必要であれば出店者側において準備してください。
- ⑤ 軽食喫茶施設(客席フロア・厨房・休憩室・事務室・食品倉庫・トイレ)の清掃については、全て出店者で行ってください。
- ⑥ 売上金・商品等の管理については全て出店者で行うこととし、倉敷市民会館では一切の責任を負いません。
- ⑦ 施設を目的外に使用、転貸しはしないでください。
- ⑧ 施設について修繕・模様替えを行うときは、事前に文書にて指定管理者(公益財団法人倉敷市文化振興財団)の承諾を得てください。

(6) その他

- ① 公益財団法人倉敷市文化振興財団及び倉敷市民会館の主催するレセプション、会議等に協力してください。
- ② 倉敷市民会館の実施する設備関係等の保守点検作業に協力してください。
- ③ 防火管理及び衛生管理には、特に注意してください。
- ④ 倉敷市民会館が実施する消防・避難訓練等には必ず参加してください。(年2回程度)

8. 応募資格

個人・法人ともに申込者になることができます。ただし、飲食店経営のノウハウを有し、倉敷市民会館の運営を理解のうえ協力できる方で、以下の全てに該当する方に限ります。

- (1) 倉敷市内に住所または本店(本社)等があること。
- (2) 事業税等の諸課税を滞納していないこと。
- (3) 飲食店営業に必要な許可を取得できていること。
- (4) 食品衛生法及び、他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと。
- (5) 事業主、従業員はもとより、取引先を含め関係者が「反社会的勢力」に該当しないこと。
- (6) 「反社会的勢力」の運営維持に協力・関与しておらず、また「反社会的勢力」と社会的に非難されるような交友関係にないこと。

9. 応募期間

令和2年4月2日(木)から令和2年4月9日(木)まで

10. 出店応募者説明会

(1) 日時

令和2年4月14日(火) 午後2時

(2) 会場

倉敷市本町17番1号 倉敷市民会館 1F展示室

※ 説明会の出席は任意で、提案書提出の必須条件ではありません。

11. 提出書類

(1) 期限

令和2年4月28日(火) 午後5時まで

(2) 宛先

〒710-0052 倉敷市美和1丁目13番33号 倉敷市文化交流会館内
公益財団法人倉敷市文化振興財団

(3) 方法

持参または郵送

(4) 書類

- ① 出店申込書(様式1)……………1部
- ② 提案書(A4判6ページ以内、書式自由)……………原本(クリップ留め) 1部
写し(左肩ホッチキス留め) 6部

留意事項

- ア. 軽食喫茶施設の概要(厨房機器の一覧・テーブルなどの配置イメージ図含む)
- イ. 営業体制(店名・コンセプト・倉敷市民会館との連携など)
- ウ. 経営体制(収支見込・従業員体制など)
- エ. メニュー構成(品目・価格など)
- オ. その他特記事項(店舗としての特徴的なことなど)
- ③ 経営主体概要資料(主要事業・経歴等)……………1部
- ④ 定款または寄付行為(法人の場合)……………1部
- ⑤ 法人登録簿……………1部
- ⑥ 過去2年間の国税及び、地方税の納税証明書…1部

12. 選定方法

書類審査・評価及び出店者の選定は、「倉敷市民会館軽食喫茶テナント出店者選考委員会」が厳正に審査の上行います。

13. 選定結果の通知

選定された出店者には「選定通知書」によりその旨を、選定されなかった者には「非選定通知書」によりその旨を通知します。

14. 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とみなし、申請を却下します。

- (1) 申請者が、選定委員会委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- (2) 申請者に、書類の提出から契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為があったことが判明した場合。
- (3) 申請者に、審査の公平さに影響を与える行為があったことが判明した場合。

15. その他

申請書類及び、プレゼンテーションに係わる費用は、全て申請者の負担とします。

【お問合せ先】

募集関係 ／ 公益財団法人倉敷市文化振興財団
〒710-0052 倉敷市美和1丁目13番33号
TEL (086)434-0505 FAX(086)434-6088
担当者 伊 藤

施設・設備関係 ／ 倉敷市民会館
〒710-0054 倉敷市本町 17-1
TEL (086)425-1515 FAX(086)427-5561
担当者 高 尾